



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」に関する研究動向の一考察
Author(s)	岡本, 愛香; OKAMOTO, Aika
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 148, 79-92
Issue Date	2026-06-29
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.148.79
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99991
Type	departmental bulletin paper
File Information	06_1882-1669_148_4.pdf.pdf



国連子どもの権利条約第12条意見表明権における 「子どもの意見」に関する研究動向の一考察

岡 本 愛 香*

【要旨】 本稿の目的は、国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」をどのように捉えるかという点について本邦の研究動向を整理し、今後の研究課題について考察することである。本稿のレビューに基づく、本邦の先行研究では、①条文の「opinion」と「view(s)」という言葉の違いに基づき、子どもによる評価や考え方を言語・非言語を通じて捉えること、そして、②意見表明権が、大人の「理解の刷新」を生起させる「異なる視点」「異なる声」を持つ「他者」としての子どもの意見の尊重を保障するものであることが指摘されていた。本稿はこうした研究動向に対し、意見表明権の尊重を通じた大人の「理解の刷新」がどのように導かれるかという点を明らかにするためには、「異なる視点」「異なる声」を持つ「他者」としての子どもの発する意見をどのように捉え分析するかという点を明らかにする必要があることを指摘した。

【キーワード】 子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）、子どもの意見、先行研究レビュー

1. はじめに

1.1. 意見表明権の意義

1989年に採択された国連子どもの権利条約（別表記：児童の権利に関する条約、Convention on the Rights of the Child）において、第12条「子どもの意見表明権（The right of the child to be heard, 別表記「意見を聴かれる子どもの権利」。以下、「意見表明権」）⁽¹⁾」は4つの一般原則のひとつを構成する要素であり、最も重要な条項の1つである。その重要性について、まず、子どもは発達の途上にありながらも独立した固有の人格を持つ点が挙げられる。また、学校教育や社会福祉等の権利の享受主体としての子どもの意見は、子どもの生活に関わる政策的ニーズの把握や制度実践の評価等、関連する施策・法制度の形成およびその発展にも影響を及ぼしうる。このように考えると、国連子どもの権利条約第12条に規定された意見表明権について理解を深めることにより、それを保障する施策・法制度として何が求められるのか、あるいは意見表明権の尊重が関連する教育政策・社会政策や法制度のあり方にどのような影響を与えうるのか等、子どもの権利研究や教育政策・社会政策研究まで有益な知見がもたらされる可能性があると考えられる。

1.2. 定義

こうした意見表明権について、国連子どもの権利条約では次のように規定されている⁽²⁾。

* 北海道大学大学院教育学研究院博士後期課程 学校教育論講座（教育行政学）、日本学術振興会特別研究員

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。(States Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child, the views of the child being given due weight in accordance with the age and maturity of the child.)
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。(For this purpose, the child shall in particular be provided the opportunity to be heard in any judicial and administrative proceedings affecting the child, either directly, or through a representative or an appropriate body, in a manner consistent with the procedural rules of national law.)

国連子どもの権利委員会（United Nations Committee on the Rights of the Child）⁽³⁾の一般的意見第12号（2009）では、「子どもの法的小さい社会的地位」について、「子どもは、一方で成人が有する全面的自律性を有しないが、他方では権利の主体」（パラ1）であると指摘し、「子どもたちが表明する意見は妥当な視点および経験を付け加えてくれる可能性があるのものであって、意思決定、政策立案および法律および措置の準備ならびに（または）その評価において考慮されるべき」（パラ12）、「このようなプロセスは通常、参加と呼ばれている。意見を聴かれる子どもまたは子どもたちの権利の行使は、このようなプロセスに不可欠な要素のひとつである。参加の概念においては、子どもたちを包摂することは一時的行為としてのみ位置づけられるべきではなく、子どもの生活に関連するあらゆる文脈における政策、プログラムおよび措置の発展について子どもたちとおとなたちが熱心な意見交換を行なう出発点となるべき」（パラ13）と、子どもの生活に関連するあらゆる政策・プログラム・措置の発展において子どもの意見が尊重される必要があることを説明している。さらに、締約国の中核的義務には、「適切な情報、必要な場合の十分な支援、意見がどの程度重視されたかに関するフィードバック、および、苦情申し立て、救済措置または是正措置の手続きへのアクセスを子どもたちに提供する機構を導入するために国内法を再検討しまたは改正する義務」（パラ48）があり、「規則および体制を整えることにより、子どもの意見表明を支援および奨励するための適切な条件を確保し、かつ子どもの意見が正当に重視されるのを確実にすること」（パラ49）が求められている。

1.3. 本論文の目的と方法

1.1. で示したように、子どもの意見は子どもの生活に関わる政策的ニーズの把握や制度実践の評価等、関連する施策・法制度の形成および発展にも影響を及ぼす可能性があり、子どもの意見表明を支援および奨励するための適切な条件の整備が求められる。この点、2022年6月に成立した「こども家庭庁設置法」（令和四年法律第七十五号）では、2023年に発足することも家庭庁の任務としてこどもの意見の尊重が明示され（第三条）、こども家庭庁設置法とあわせて成立した「こども基本法」（令和四年法律第七十七号）でも、こども施策⁽⁴⁾を推進する基本理念（第三条三・四）と基本的施策（第十一条）において子どもの意見の尊重が掲げられて

いる。このように子どもの意見の尊重という理念・取り組みは、今後の本邦の子どもの生活に関する政策の発展において重要な位置づけにあると言える。

子どもの意見の尊重について、こども家庭庁では「こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）」⁽⁵⁾や「こども・若者の社会参画及び意見反映推進のための調査研究等」⁽⁶⁾等が実施されてきた。しかし、こうした政府による意見表明権の支援・推進策が十分であるかを明らかにするためには、そうした支援・推進策を通じて国連子どもの権利条約第12条意見表明権に規定される「子どもの意見」を捉えることができるかを分析する必要がある。そうした分析のためには、「子どもの意見」の捉え方を明らかにすることが求められる。そこで本稿では、国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」の捉え方を検討することを研究課題として位置づけたうえで、その基盤となる研究として、これまでの本邦における同条意見表明権に関する研究において、「子どもの意見」を分析対象とした研究動向を整理する。

分析対象の選定においては、まず、2026年3月18日までに国立情報学研究所システム「Cinii Research」「Cinii Books」に登録された論文・文献のタイトル・抄録・目次・キーワードの書誌情報を用いて、同システムの検索エンジンで「子ども 意見表明権」「児童 意見表明権」「意見を聴かれる子どもの権利」「子どもの意見」「児童の意見」「意見表明」をキーワードとした資料調査を行った。なお、各キーワードの設定理由は、国連子どもの権利条約第12条意見表明権の名称として一般的に「子ども（の）意見表明権」「児童（の）意見表明権」「意見を聴かれる子どもの権利」が用いられること、同条における子どもの意見を表す表現として「子どもの意見」「児童の意見」が用いられること、そして、「意見表明」という研究テーマにおいて子どもの場合を論じたものがあると考えたためである。検索結果は、重複を含めて「Cinii Research」で総計1,448件（内訳：「子ども 意見表明権」262件、「児童 意見表明権」64件、「意見を聴かれる子どもの権利」1件、「子どもの意見」271件、「児童の意見」60件、「意見表明」790件）、「Cinii Books」で総計72件（内訳：「子ども 意見表明権」12件、「児童 意見表明権」10件、「意見を聴かれる子どもの権利」1件、「子どもの意見」16件、「児童の意見」1件、「意見表明」32件）である。次に、本稿の趣旨である国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」の捉え方についての研究動向に焦点を絞るため、前述の検索結果から子どもの意見表明の尊重に関する実践に焦点を当てた研究を除いた上で、国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」について分析・論述を行っていたものを抽出した。その結果、後述する石川（1992）、桜井・堀（1993）、中川（1999）、堀尾（2007）、大西（2019・2021）が抽出された。なお、これらの著作を分析する上では、その議論の背景及び発展を踏まえるため、同一著者が執筆した他の著作も確認した。

こうしたキーワード検索による分析対象の選定においては、タイトル・抄録・目次・キーワードにおいて「子ども 意見表明権」「児童 意見表明権」「意見を聴かれる子どもの権利」「子どもの意見」「児童の意見」「意見表明」といった用語を用いていないものの、国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」を分析する研究については、システム上到達することができない点に本稿の限界がある。この点については、学術雑誌『子どもの権利研究』等、子どもの権利をテーマとして扱う雑誌・学会誌のバックナンバーを確認することで、より多くの分析対象の捕捉を試みた。

なお、分析対象の選定に関連して、国連子どもの権利条約第12条意見表明権に関する研究動向においては、福田（2001）や世取山（2003）、伊藤（2012）等、子どもの権利を本質論的に

検討する中で意見表明権に着目したものもみられる。しかし、こうした研究動向は子どもの権利論における意見表明権の意義を検討する上で重要であるものの、国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」をどのように捉えるかという点での分析は深められておらず、本稿の検討の趣旨とは異なる。この点では、本稿の分析は、分析対象を子どもの権利論全体のうち国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」をどのように捉えるかという論点を扱ったものに限定しており、こうした子どもの権利論における分析課題の限定性という点に本稿の分析の限界がある。しかし、前述のように子どもの生活に関する政策の発展に向けて子どもの意見の尊重のあり方の検討が求められる点に鑑みれば、まずは国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」の捉え方に焦点を絞って議論状況を整理することにも、一定の意義があると考えられる。

そこで以下では、まず第2節で国連子どもの権利条約第12条意見表明権に関する議論において子どもの意見がどのように論じられてきたかについての研究動向を整理し、第3節ではそうした議論の動向について考察する。

2. 国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」に関する本邦の研究動向

まず、『別冊発達』第12号で子どもの権利条約における意見表明権について解説した石川(1992)は、その起草過程で子どもの意見を表す原語(英語)として「opinion」と「views」という言葉が使い分けられていた点に注目し、「ランダムハウス英和辞典によると、「opinionは絶対的な確信を持って断定することはできないが、おそらく事実であろう、又はそのようになるであろうという判断をいう」とされ、「viewはある事柄(とくに公の問題)について考察し、その結果に基づいてなされる評価や批判をいう」とされる。」(同51)と説明したうえで、「viewsに統一されたことによって意見に関する疑義はなくなったが、viewが比較的高度の意見をいうので、「自己の意見を形成する能力のある児童」は比較的年齢の高い成熟した子を意味すると考えられる」(同53)と説明する。こうした「opinion」と「views」という言葉の違いについての石川の説明からは、「views」として表現される子どもの意見の分析を通じて、事実だけではなくそれに対する子ども自身の考察や評価、批判を捉えることが重視されている点が読み取れる。

もっとも、石川(1992)が「viewが比較的高度の意見をいうので、「自己の意見を形成する能力のある児童」は比較的年齢の高い成熟した子を意味すると考えられる」(同53)と指摘した点に対し、子どもの権利条約の起草過程を分析した中川(1999)は、「判断能力のある年齢による区分が放棄されて、自己の意見を形成する能力となったので、意見表明権の主体は、是非善悪の弁識能力よりも低いものも含むことになった。また、その能力の有無は、個々の子どもによって測られるべきであり、一律に年齢の尺度を示されないことになった。」(同243-244)という経緯を説明したうえで、「「意見」「見解」を示すopinionではなくて、「見方」「考え方」を示すviewに統一されたので、「見解を形成する能力」というよりは、広く「考えを形成する能力」があれば足りるとされた。」(同244)と、一律的な年齢の尺度による意見表明権の制限はないこと、そして「考えを形成する能力」という点で意見表明の能力を広く捉えることがで

きることを指摘している。

こうした石川（1992）と中川（1999）の国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」の捉え方の相違は、前者が原語（英語）の辞書的な意味に着目する一方、後者は国連子どもの権利条約の起草過程において年齢区分が放棄された経緯に着目するという着眼点の違いによるものだと考えられる。だが、いずれにおいても「view(s)」として表現される子どもの意見は、子どもによる考え方を表すものであることがわかる。

なお、このように子どもの考え方が注目される点について、桜井・堀（1993）は「〔筆者註：国連子どもの権利条約〕第12条では自分にかかわる物事について、子どもは子どもとして、考えや感じを大人に伝え、表現する権利があると規定されているのである。」（同131）と説明し、「意見表明権において規定された意見というのは、単に子どもの整理された見解というようなものではないことがわかる。つまり、一人ひとりの子どもの持っている「思い」「悩み」「希望」「夢」「不安」「興味」等、一人の人間としての内面のすべてである」（同131）と、一人の人間としての内面が国連子どもの権利条約第12条意見表明権において規定された意見である点を指摘している。また桜井・堀（1993）は、「教育学から見たより根本的な「意見」が意味するものは、生活主体としての一人ひとりの子どもがその成長の過程に選んだ「判断」であり、「解釈」であり、また「発想」「感情」「疑問」「評価」「表情」「調子」「思いつき」「ひっかかり」などの、内で感じたものすべてにまで及ぶと解釈できる」（同132）と、教育学の視点から、子どもの成長の過程において子どもが選んだ「判断」や「解釈」が子どもの「意見」に該当することを指摘している。

前述の「opinion」と「view(s)」という子どもの意見の捉え方についての違いに関連して、「乳幼児にとっての最善の利益（権利）とは？」と題して行われた研究報告を記録した『子どもの文化』第39巻第1号では、堀尾（2007）が乳幼児期における子どもの「意見表明権」についての報告の中で次のように説明している。

「意見表明」という言葉は、もともと国連子どもの権利条約の用語では、「View（ビュー）」なんです。意見だから「Opinion（オピニオン）」と理解すると、言葉で発しなればオピニオンといえないということになる。そうすると言葉が出てない子どもには、意見表明権などないということになってしまう。そういう誤解が、日本でも確かに相当に強くあったと思うんです。

「国連の一般的な注釈」もそのことを意識して、「ビュー」ということを強調しています。子どもは要求をもち、泣いたり笑ったり、身振りで表現する。それが“意見表明”なんです。コミュニケーションというのは、言葉によるコミュニケーションだけではない。まだ言葉のない子ども同士だってコミュニケーションをしているわけですし、母親と子どもはもちろんコミュニケーションしている。

泣き叫んでいる子どもを、きちんと人格をもつものとして尊ぶ。そういう感覚で子どもの要求を受け止める。そして関係を作る。これが、乳幼児からの子どもの権利のひとつの中核的な問題になるんです。子どもの要求を聞く、耳を傾ける。声なき声を聞く、表情を、かすかな表情にも耳を貸し、目を向ける、そして、応える。

〔筆者註：中略〕

もう一度でいいいに、子どもの乳幼児からの要求をきちんと捉え、耳を貸し、対応する。

それは関係を作るということです。言語以前の、感性のレベルを含んで、あるいは身振りやジェスチャーを含んで豊かなコミュニケーションを保障しようという、これが、乳幼児からの子どもの権利保障の中心的な問題になるんです。

(堀尾2007: 17-18)

このように「子どもの意見」が「View (ビュー)」である点を強調する堀尾(2007)の説明からは、意見表明権の尊重は言葉によるコミュニケーションに限定されるのではなく、「言葉が出てない」子どもにおいても「子どもの乳幼児からの要求をきちんと捉え、耳を貸し、対応する」という関係を作る中でコミュニケーションを保障することが重要である点が読み取れる。

憲法学の立場から意見表明権が有する子どもに固有の意義を考察する大西(2019)は、関係的権利⁽⁷⁾として子どもの人権をとらえた上で、大人の「応答(responsiveness)」(同226)という概念に着目する。その後、大西(2021)では、大西(2019)の議論を踏まえて、子どもの意見表明権と最善の利益の関係が考察されている。なお、大西はこれらの論文以前にも、論文「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」(2013)と論文「関係的権利論における応答の概念:「他者」としての子どもの人権論」(2017)において子どもの意見の尊重について論じており、大西(2019)はこうした先行する議論を背景としている。そこで、以下ではまず、大西の議論の背景として大西(2013・2017)を整理する。

まず大西(2013)は、「子どもが未成熟な存在であることを否定し得ない限り、成長発達の過程における誤った自己決定⁽⁸⁾からの子どもの保護は、それ自体不可欠の要請である。しかし、問題は、子どもの「保護」の名目で行われる介入が基準の不明確性や濫用のリスクに起因する「管理抑圧」の契機を不可避免的に伴うことにある。」「さらに、大人と子どもの間の格差は、このような権利行使の局面ばかりではなく、権利保護の局面にも及びうる。」(大西2013: 452)と、子どもの権利の行使とその保護の緊張関係を示した上で、「関係的権利は、子どもの「声」に公共の注目を喚起し、対話的に行われる手続—典型的には訴訟手続—の中でこの境界線を定義する関係性のありようを問い直す力を子どもに与えることにより、従来は私的な領域の中で解決すべきものとして片づけられてきた子どもに関わる問題が、公共の関心事へと転換する。」(同492)、「関係的権利論によって基礎づけられた子どもの人権は、〔筆者註: 中略〕子どもの権利行使の前提となる—大人や国家との—関係性のありようを、子ども自身の視点から問い直し、是正するための契機となりうる。」(同493)という点で、子どもの人権論における関係的権利論の意義を説明する。一方、大西(2013)によれば、「関係的権利論は、権利の基底に共同体を観念した上で自律性の概念を相対化するものであり、自律性の観念が国家との関係で個人の自由を防衛してきた役割の重要性を踏まえると、これを無批判に人権論の基礎として位置づけることには問題を伴う。」(同500)と、関係的権利論を無批判に人権論の基礎として位置づけることには問題を伴う点が指摘される。

こうした関係的権利論を無批判に人権論の基礎として位置づけることに伴う問題について、大西(2017)は次のように説明する。

子どもの関係的権利は、子どもと大人の間の保護的な人間関係の維持を図るとともに、その関係性の改善を要求する子どもの「声」に対する大人の誠実な対応を確保するという、

ある種のアンビバレントな要請に応えることが期待される一方で、こうした子どもの権利の役割を実現する上での桎梏となるのが、大人のイメージの中で一方的に模られる「国家や親の所有物」としての子ども観の存在である。子どもが共同性の文脈に置かれながらも、なおその関係性のありようの改善を求める権利を効果的に行使するためには、子どもの言明を真摯な態度で傾聴しつつ、自己と子どもとの関係性の内省や自省を伴う誠実な対応を行う大人の存在が不可欠となる。しかし、子どもを自己〔筆者註：大人〕の所有物としてこれと同化する大人の態度が支配的である限り、こうした自省の契機は不可避免的に消失することになる。

(大西2017: 211-212)

こうした大西（2013・2017）の説明からは、「従来は私的な領域の中で解決すべきものとして片づけられてきた子どもに関わる問題」や「子どもの権利行使の前提となる―大人や国家との一関係性」を子どもの視点から問い直すという点で関係的権利論によって基礎づけられた子どもの人権論には意義があるが、その実現にあたっては、「国家や親の所有物」としての子ども観が桎梏となること、そしてこれを克服するためには、「子どもの言明を真摯な態度で傾聴しつつ、自己と子どもとの関係性の内省や自省を伴う誠実な対応を行う大人」が重要となることがわかる。

前述の「子どもの言明を真摯な態度で傾聴しつつ、自己と子どもとの関係性の内省や自省を伴う誠実な対応」について、大西（2017）は、「子どもの他性の喪失を伴うことなくなしうる応答とは果たしてどのようなものであるのか。子どもの「声」を契機に大人自身の「理解の刷新」を導く応答責任の内実が問題となる。」（同223）と指摘した上で、「他者」なる子どもへの応答について、最善の利益との関係から次のように説明する。

〔筆者註：前略〕従来の解釈によれば、意見表明権は意見の形成と表明という子どもの主体的行為を保障する一方で、その〈表明された意見に対する保障〉はあくまで「正当な考慮」ととどまり、表明された意見の内容を実現することまで保障するものではない上、具体的状況によっては「子どもの最善の利益」の確保の観点から意見の考慮が禁じられる可能性すら排し得ないものであることは、既に見たとおりである。意見表明権が、このようにして大人の視点が支配する制度であろうとする限り、それが「子どもの主観的事実」を起点とする帰納的判断の契機となり得ないことは明らかであろう。

そこで必要となるのが、本稿の主題である応答概念に基づく意見表明権の再構成である。子どもによる意見表明権の行使が上述のような機能的判断と結びつくためには、その目的は偏に子どもの意見表明の自由を承認することでも、表明された意見を大人の視点から一方的に「考慮」し、それによって子どものニーズを「了解」することでもなく、子どもの意見表明を契機とする自己〔筆者註：大人〕の「理解の刷新」こそに求められなければならない。したがって、既述のとおり再構成された「最善の利益」原則の下では、子どもの意見表明を端緒とする対話的關係性を通じた「子どもの主観的事実」の探求とともに、大人自身の既存の理解の枠組みの内省と視点の変革を生起させることが、意見表明権の保障の本来的な趣旨であると解釈されるべきことになる。

(大西2017: 238-239)

こうした大西（2017）の指摘からは、大人の「理解の刷新」という、「大人自身の既存の理解の枠組みの内省と視点の変革」の生起を、意見表明権の保障の本来的な趣旨として捉える必要があることがわかる。

以上の大西（2013・2017）の議論を背景に、大西（2019）は、関係的に構成された権利の実現を阻む桎梏である「国家や親の所有物」としての子ども観の克服について、次のように説明する。

〔筆者註：前略〕関係的に構成された権利が実効的に機能するためには、ある一定の条件の充足が求められるということである。その条件とは、現状（＝抑圧的な権力構造）の改善を要求する子どもの「声」を契機に、「差異」を定義する自己の力により「抑圧されてきた視点を公にし、覆いかくされた（利益の）衝突を公然とさらし出すことを自らに対して義務づけるような」大人の存在である。子どもが共同性の文脈に置かれながらも、なおその関係性のありようの改善を求める権利を効果的に行使するためには、子どもの言明を真摯な態度で傾聴しつつ、自己と子どもとの関係性の内省や自省を伴う誠実な対応を行う大人の存在が不可欠となる。

しかし、現実にはこの対話的な権利の実現を阻む桎梏が存在する。それは、大人のイメージの中で一方的に模られる「国家や親の所有物」としての子ども観である。子どもを自己の所有物としてこれと同化する大人の態度が支配的である限り、こうした自省の契機は不可避免的に消失することになるだろう。

そこで重要となるのが、子どもを自己（大人）と「異なる視点〔筆者註：different point of view（大西2019: 227）〕」をもつ「他者」として捉え、その「他者」としての子どもの「声」に応答する大人の存在である。本稿〔筆者註：大西（2019）〕の主題の1つである大人の応答義務とは、この「他者」としての子どもが発する「異なる声（distinct voice）」に
 応答する大人の責任をその内実とするものである。

（大西2019: 230-231）

こうした大西（2019）の説明からは、子どもを大人と「異なる視点」「異なる声」を持つ主体として捉えることで、前述した関係的権利論に伴う問題の克服を導いていることがわかる。すなわち、「子どもの意見」とは、大人とは「異なる視点」「異なる声」を持つ「他者」としての子どもの固有の声であり、「自己〔筆者註：大人〕の「所有物」ではない「他者」としての子どもが発する声に応答する過程で、大人と子どもとの間に対立が生じることは回避しえない。子どもに意見表明権を承認することは大人に無害な恩恵の付与ではなく応答義務を果たす負担の引き受け〔筆者註：傍点は原文ママ〕を意味するという、大人自身の認識の転換が必要となる。」（大西2019: 239）とされる。

なお、意見表明権と最善の利益の関係について、医療上の子どもの決定権をめぐる英国判例に基づき考察した大西（2021）では、最善の利益の判断において子どもの意見がもつ意味について次のように説明する。

判断能力において優越するはずの大人の行う判断に対し、なぜ子どもの表明する意見がこのような役割を果たしうるのか、がさらに問題となるところ、私見によれば、その理由は

子どもが有する大人とのさまざまな差異 (difference) を基礎に、大人と「異なる視点 (different point of view)」を持ち合わせた存在であることに求められる。筆者が別稿〔筆者註：大西 (2019)〕で展開した検討の要点を示すならば、意見表明権は、一方で子どもに自らの意見を表明する機会を保障すると同時に、他方において、この「異なる視点」を持ち合わせた「絶対的差異」＝「他者」としての子どもの発する「異なる声 (distinct voice)」に応答する大人の義務 (応答義務) を課すものである。ここでの応答とは、他者を自己の主観的な認識の枠内に包括し同化すべく自己から他者に向けて一方的に行われる「了解」ではなく、絶対的差異という、既存の自己の認識の枠組みを揺るがしその妥当性を問い直す「新たなもの」の「思惟の内への招き入れ」を契機に、他者から生起する「理解の刷新」を指す。大人は、このような内容を持つ応答義務の履行を通じてはじめて、大人の視点に基づき一方的に了解された事実ではなく、子どもが自らの経験事実に対して意味づけを与えることで構成される子どもの主観的事実、すなわち子どもが抱える不安や困難、苦痛ないし辛苦などの負担としての「苦しみ (sufferings)」の実相を、法的効果——子どもの保護を実現するための法制度の適用——に結びつく法的事実として構成することが可能となる。

(大西2021: 39-40；傍点は原文ママ)

こうした大西 (2021) の説明からは、「異なる視点」「異なる声」を示しそれに対する大人の応答義務を課すものであるという点で、意見表明権に基づく子どもの最善の利益は、大人の視点から一方的に了解された事実ではなく、子どもの主観的事実の実相を法的事実として構成することを可能にするものであることが読み取れる。以上の大西 (2019・2021) の指摘を踏まえると、国連子どもの権利条約第12条意見表明権の尊重においては大人の応答義務が重要であり、そうした大人と子どものコミュニケーションにおいて「子どもの意見」とは、「異なる視点」「異なる声」を持つ「他者」としての子どもの固有の意見を捉えるものであることがわかる。

3. 国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」に関する本邦の研究動向の考察

以上で整理した国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」をめぐる本邦の研究動向を踏まえると、①条文の「opinion」と「view(s)」という言葉の違いに基づき、子どもによる評価や考え方を言語・非言語を通じて捉えること、そして、②意見表明権が、大人の応答において大人の「理解の刷新」を生起させる「異なる視点」「異なる声」を持つ「他者」としての子どもの意見の尊重を保障することを趣旨としたものであることという2つの点を指摘することができる。

以上の研究動向を、本稿の問題関心——すなわち、政府による意見表明権の支援・推進策が十分であるか否かを検討するための分析の視点として、「子どもの意見」をどのように捉えるか——の観点から見ると、先行研究では、「子どもの意見」は子ども一人ひとりの固有の考え方を表すものであることが明らかにされてきたと言える。

しかし、こうした子どもの意見の固有性を踏まえたうえで、その尊重を通じて大人の「理解

の刷新」がどのように導かれるかという点を明らかにするためには、「異なる視点」を持ち合わせた「絶対的差異」＝「他者」としての子どもの発する「異なる声 (distinct voice)」(大西2021: 40) をどのように捉え分析するかという点を明らかにする必要があると考えられる。というのも、そのような手がかりが明らかでなければ、分析において大人の視点が支配的になる可能性があり、大西 (2017: 239) が懸念していたように、「意見表明権が〔中略〕「子どもの主観的事実」を基点とする機能的判断となり得ない」(同) 事態が生じることが想定されるためである。したがって、子ども一人ひとりが固有に持つ意見を捉え分析するための手がかりを明らかにすることが、重要な研究課題であるといえる。

こうした課題に対し、ここでは、子どもの意見の分析に向けた一つの方向性として、国外の研究動向にも目を向けたい。具体的には、子どもの権利とシティズンシップに関する学術書『*Children and Citizenship*』(2008) に所収されているRuth Listerの論文「Unpacking Children's Citizenship」において示されている「生きられたシティズンシップ (lived citizenship)」を取り上げる。詳細は別稿に譲るが、ここではその概要と本邦における「生きられたシティズンシップ」の研究状況を示す。

国連子どもの権利条約と子どものシティズンシップの関係性について、前述の学術書『*Children and Citizenship*』(2008) の序文では、「市民としての子どもをめぐる言説において、国連子どもの権利条約 (UNCRC) は、現代社会における子どもの新たな位置づけの基盤としてしばしば理解されており、そこではとりわけ参加の権利が中心的なものとみなされ、子どもが権利の保持者であり主体として扱われることを保障するものとされる。〔筆者註：中略〕このようにして子供は「将来市民になる存在 (citizen becoming)」ではなく、「すでに市民である存在 (citizen now)」として捉えるべきものとされている。⁽⁹⁾」(同 x) と、国連子どもの権利条約第12条から導かれる「参加の権利⁽¹⁰⁾」が市民としての子どもの新たな捉え方の基盤として理解されることを指摘している。同書においてこうした子どものシティズンシップの概念化を行ったのが、Ruth Listerの論文 (Lister 2008) である。

Ruth Listerは英国の社会政策学者であり、前述の論文「Unpacking Children's Citizenship」や、3年間の縦断的インタビュー調査に基づきシティズンシップに関する若者の見解の分析を行った論文「Young People Talk About Citizenship: Empirical Perspectives on Theoretical and Political Debates」(2003. Smith, Middleton, Coxとの共著) など、子どもや若者のシティズンシップ (市民権)⁽¹¹⁾の分析を行う中で、「生きられたシティズンシップ」という分析の視点を提示した。Listerの論文で示された生きられたシティズンシップについて、本邦の先行研究では、亀山 (2020) が、「日常の中で実践され、経験された」(同260) 側面として「アイデンティティの次元 (所属意識や意欲、自己認識)」(同260) という観点から、「市民」を抽象的なカテゴリーとしてではなく、多様な諸個人として捉えようとする」概念 (同260) であると説明する。また、森田 (2021) は、生きられたシティズンシップという概念が、「アイデンティティ」、「空間性」、「親密性」という要素から「特定の空間の親密な関係性を基盤として創発的に生成されるシティズンシップ像」(同46) を捉える点で従来のシティズンシップ概念とは異なることを指摘し、こうした概念に基づく視点は、「不登校児童生徒のように学校にいかないことをめぐる葛藤や生きづらさを抱えた子どもたちの「私的」なニーズを掘い取り、その権利が「公的」に保障されるための制度を構想していく際に、きわめて有効な概念だと考えられる」(同46) と説明する。

このように、生きられたシティズンシップの多様な諸個人を捉える点（亀山2020）や、葛藤や生きづらさを抱えた子どものニーズを捉え、そのニーズが公的に保障されるための制度を構想していく点（森田2021）は、大人の「理解の刷新」を導く「異なる視点」を持ち合わせた「絶対的差異」＝「他者」としての子どもの発する「異なる声（distinct voice）」（大西2021: 40）を捉える手がかりとして、子どもの意見の分析に向けた研究を発展させる方向性の一つとなりうると考えられる。

4. 結語

本論文では、国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」に関する本邦の研究動向を整理し、その動向の考察を行った。国連子どもの権利条約第12条意見表明権における「子どもの意見」をどのように捉えるかという点で分析した先行研究では、①条文の「opinion」と「view(s)」という言葉の違いに基づき、子どもによる評価や考え方を言語・非言語を通じて捉えること、②意見表明権が、大人の応答において大人の「理解の刷新」を生起させる「異なる視点」「異なる声」を持つ「他者」としての子どもの意見の尊重を保障することを趣旨としたものであることが明らかにされてきた。本稿はこうした研究動向に対し、意見表明権の尊重を通じた大人の「理解の刷新」がどのように導かれるかという点を明らかにするためには、「異なる視点」を持ち合わせた「絶対的差異」＝「他者」としての子どもの発する「異なる声（distinct voice）」（大西2021: 40）をどのように捉え分析するかという点を明らかにする必要があることを指摘した。

本稿冒頭に示したように、子どもの意見は、子どもの生活に関わる政策的ニーズの把握や制度実践の評価等、関連する施策・法制度の形成および発展にも影響を及ぼしうるものであり、今後、こども家庭庁などにおける子どもの意見表明の尊重にかかる施策の拡充が求められる。そのため、「子どもの意見」をどのように捉えるかという分析の視点を明らかにすることは、今後の施策・制度のあり方を検討する手がかりを示すことができると考えられる。この点、Ruth Listerが示した「生きられたシティズンシップ」についての検討は、「子どもの意見」を捉え分析する研究を発展させる方向性の一つとなりうると考えられるため、この「生きられたシティズンシップ」の研究動向について、稿を改めて論じたい。

謝辞

本研究はJSPS科研費25KJ0494の助成を受けたものです。

註

- (1) 本邦の先行研究では国連子どもの権利条約第12条に規定される「The right of the child to be heard」に対して一般的に「意見表明権」という表記を用いるが、原語により忠実に訳出したものとして「意見を聴かれる子どもの権利」という表記が一部の研究者により用いられている（e.g.平野2007）。本論文では便宜上の理由から、引用部分を除き、一般的な表記である「意見表明権」の表記を用いる。
- (2) 日本語は外務省「人道・人権「児童の権利に関する条約」全文」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>、最終閲覧日：2026年3月18日）、原文はUnited Nations Human Rights Office of the High

- Commissioner (<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child>, 最終閲覧日：2026年3月18日)より引用。以下、本稿での条文の引用も同様。
- (3) 国連子どもの権利条約第43条の規定に基づき設置される委員会。主たる任務は、同第43条第1項において「この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う」とされている。
 - (4) 「こども施策」という表現はこども基本法の条文による。
 - (5) こども家庭庁「こども若者★いけんぷらす」(<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>, 最終閲覧日：2026年3月18日)。
 - (6) こども家庭庁「こども・若者の社会参画及び意見反映推進のための調査研究等」(<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/chosa>, 最終閲覧日：2026年3月18日)。
 - (7) なお、関係の権利論について、子どもの権利論では大西だけではなく、大江（2004）や世取山（2003）等、米国の政治理論家Martha Minowの関係の権利論を用いた検討が行われている。ただし、国連子どもの権利条約第12条意見表明権の起草過程の議論（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights 2007）や国連子どもの権利委員会一般的意見第12号（意見を聴かれる子どもの権利，2009年）の策定過程の一部である一般討議（Committee on the Rights of the Child 2007: 218–221）において、Martha Minowの関係の権利論が取り上げられ論じられたか否かを示す記録は見当たらない。この点、Martha Minowの関係の権利論に基づく意見表明権の検討は子どもの権利論という一般論における規範として重要な主題であるが、国連子どもの権利条約第12条に規定されている意見表明権について分析を行う上では、国連子どもの権利条約の策定過程と国連子どもの権利委員会一般的意見第12号の策定過程においてMartha Minowの議論がどのように扱われたかを整理した上で、両者の関係を論じる必要がある。この点については今後の課題としたい。
 - (8) 大西（2013: 425）は「誤った自己決定」を「子どもの成長発達それ自体を阻害ないし不可能に陥らせるような自己決定を指す。具体例としては、心身発達を阻害する作用を持つ薬物等の購入や使用、不可逆的な心理的悪影響を及ぼしうる性行為への同意等があげられる。」と説明している。
 - (9) 原文は、“Within discourses on the citizen child, the UN Convention on the Rights of the Child (UNCRC) is often seen as a foundation for a new position of children in contemporary societies, in which rights to participation are often seen as pivotal, guaranteeing that the child is approached as a rights holder and subject [...]. The child is thus to be considered as a ‘citizen now’, as opposed to a ‘citizen becoming’.”。
 - (10) 「参加の権利」が国連子どもの権利条約第12条から導かれることについては、国連子どもの権利委員会一般的意見第12号（2009）パラ13を参照。
 - (11) 本邦の教育分野では、政治教育の文脈において2002年の必修化以降英国で実施されてきた「シティズンシップ教育（Citizenship Education）」の影響から、シティズンシップを市民としての政治的素養を表す「市民性」という言葉によって理解する立場がある（e.g.小玉2003）。もっとも本論文の主眼は、子どもの権利に関わって子どもの意見をどのように捉えるかという点にあり、シティズンシップの理解においては社会政策の文脈において伝統的に用いられてきた「市民権」という言葉を用いる。なお、社会政策の文脈において市民権という側面からシティズンシップを定義したものとして、マーシャル（Marshall1950/1992=1993: 37）は「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」と説明している。

参考文献

Committee on the Rights of the Child, 2007, *Report on the Forty-third session* (Geneva, 11– 29 September

- 2006), (CRC/C/43/3).
- 福田雅章 (2001) 「子どもの権利の本質とはなにか：自己決定権と意見表明権のはざまで」『子どものしあわせ：母と教師を結ぶ雑誌』(609), pp. 22-27。
- 平野裕二 (2007) 「意見を聴かれる子どもの権利：子どもの権利委員会一般的討議より」『解放教育』37(8), pp. 112-117。
- 堀尾輝久 (2007) 「乳幼児期における子どもの権利の実践(まとめ)「人権」…「子どもの権利」,そして「意見表明権」をどのように考えるか」『子どもの文化』39(1), pp. 11-20。
- 石川稔 (1992) 「子どもの権利条約における児童の意見表明権」『別冊発達』(12), pp. 48-57。
- 伊藤健治 (2012) 「子どもの権利研究の展開と課題：関係的権利としての子どもの参加概念に着目して」『北海道大学大学院教育学院紀要』(117), pp. 33-53。
- 亀山俊朗 (2020) 「欧州シティズンシップの限界と可能性」福原宏幸・中村健吾・柳原剛司『岐路に立つ欧州福祉レジーム：EUは市民の新たな連帯を築けるか?』ナカニシヤ出版：243-265。
- 小玉重夫 (2003) 『シティズンシップの教育思想』白澤社/現代書館。
- 国連子どもの権利委員会 (2003) 『一般的意見 5号 子どもの権利条約の実施に関する一般般的措置 (第4条, 第42条および第44条6項)』(CRC/GC/2003/5, 平野裕二訳)。
- 国連子どもの権利委員会 (2009) 『一般的意見 12号 意見を聴かれる子どもの権利』(CRC/C/GC/12, 平野裕二訳)。
- Lister, R., 2008, 'Unpacking Children's Citizenship,' In: Invernizzi, A. and J. Williams(eds.) *Children and Citizenship*, pp. 9-19.
- Lister, R., N. Smith, S. Middleton, L. Cox, 2003, 'Young People Talk About Citizenship: Empirical Perspectives on Theoretical and Political Debates,' *Citizenship Studies*, 7(2), pp. 235-253.
- Marshall, T. H., 1950/1992, 'Citizenship and Social Class,' In Marshall, T. H. and T. Bottomore, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press, pp. 3-51. (岩崎信彦・中村健吾訳 (1993) 『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社, pp. 1-130。)
- 森田次朗 (2021) 「フリースクールの諸実践から「生きたシティズンシップ教育」を構想する：居場所・アスピレーション・民主主義」『社会学論集』(20), pp. 39-62。
- 中川明 (1999) 「子どもの意見表明権と表現の自由に関する一考察：いわゆる「ゲルニカ訴訟」の「意見書」から」『北大法学論集』50(2), pp. 43-61。
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 2007, *Legislative History of the Rights of the Child* (Volume I).
- 大江洋 (2004) 『関係的権利論：子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房。
- 大西健司 (2013) 「関係的権利論による子どもの人権論の再構成」『一橋法学』12(3), pp. 447-501。
- 大西健司 (2017) 「関係的権利論における応答の概念：「他者」としての子どもの人権論」『一橋法学』16(3), pp. 209-263。
- 大西健司 (2019) 「子どもの意見表明権と大人の応答義務」『津田塾大学紀要』(51), pp. 223-250。
- 大西健司 (2021) 「子どもの意見表明権と最善の利益原則との関係についての一考察：医療上の子どもの決定権をめぐる英国判例を契機に」『杏林社会学研究』(36), pp. 19-52。
- 桜井智恵子・堀真一郎 (1993) 「子どもの権利条約における意見表明権とその具体化の原則：子どもの自由を保障する視点から」『大阪市立大学生活科学部紀要』(41), pp. 129-135。
- 世取山洋介 (2003) 「子どもの意見表明権のVygotsky心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意」『法制理論』36(1), pp. 123-177。

A Study on Research Trends Concerning “the Views of the Child” under Article 12 of the United Nations Convention on the Rights of the Child

Aika OKAMOTO*

Abstract

The purpose of this paper is to review trends in Japanese scholarship regarding how “the views of the child” are understood in relation to Article 12 of the United Nations Convention on the Rights of the Child, and to consider future research tasks.

Based on this review, prior studies in Japan have highlighted two main points. First, drawing on the distinction between “opinion” and “view(s)” in the text of the Convention, they emphasize the need to understand children’s evaluations and ways of thinking through both verbal and non-verbal expressions. Second, they argue that the right of the child to be heard ensures respect for the views of the child as an “absolute other,” in the sense that it can bring about a “renewal of understanding” on the part of adults.

In response to these research trends, this paper points out that, in order to clarify how such a “renewal of understanding” in adults is brought about through respect for the right to be heard, it is necessary to examine how to conceptualize and analyze the “distinct voice” articulated by the child as an “absolute other” possessing a “different point of view” (Onishi 2021: 40).

Key Words

The right of the child to be heard, Children’s view, Literature review

* Graduate School of Education, Hokkaido University/Research Fellow, Japan Society for the Promotion of Science.